

特別調査について



埼玉県のマスコット
コバトン・さいたまっち

埼玉県福祉部福祉監査課

特別調査・指導担当 主査 金垣 健吾

特別調査、特別監査

①特別調査

- ・緊急に対応すべき重大な不正や権利侵害のおそれ等を内容とする苦情・通報に対し、特別調査を実施する。
- ・原則として、無通告で施設に立ち入り、事実関係を確認する。
- ・問題点があれば改善指導を行う。

②特別監査

- ・運営等に重大な問題を有する法人・施設を対象に、行政処分の前段階として実施するもの。

① 虐待防止

施設として虐待防止に取り組んでほしい。

1 利用者の処遇向上を図ること(=職員の育成)

- 職員会議や朝礼で虐待の認識を高め、処遇方針を徹底
(欠席した職員や非常勤職員・派遣職員にも、しっかりと情報を伝達する)
- 適時の職場研修、外部研修への参加
(職員自らが考え、発言できるよう研修内容を工夫する)

2 職員を大切にすること(=職員の確保→利用者の処遇向上)

- 働きやすい職場環境の整備
- 業務量に応じた職員数の確保
- 職員が1人で悩まず相談等ができる体制、サービス残業の廃止 など

3 利用者・家族への対応をていねいに行うこと

4 再発防止や加害職員への対応を適正に行うこと

(退職願に対しては、処分を行った後に対応を決めます。)

② 所在確認の徹底

当然チェックすべきところができているかを再確認。

1 施設内での所在確認をしっかりと行うこと

- 職員同士の連携による定時チェック、適時の声かけ等

2 所在不明時の対応を定め、職員に周知徹底すること

- 現場の初期対応(図示又はマニュアル化)
- 管理者への報告、家族への連絡等

③ 私的流用の防止

複数の目でチェックすることが重要。

1 複数の目でチェックする体制をつくること

- ・ 通帳と印鑑の管理は異なる者が行う
- ・ 通帳の出入金や預り金については定期的に複数の目でチェックする

2 コンプライアンスを遵守すること

- ・ 公私の区別をつける

3 不正行為等を発見した場合は適切に対応すること

- ・ 私的流用の返還請求
- ・ 所轄庁への報告(、警察への被害届)

※ 不正行為等を発見したにもかかわらず、役員等がそれに対応しなかった場合は、当該役員等が損害賠償責任を問われる可能性があります。

法人運営に関する主な指導事項

① 役員を選任手続き

- ・施設長が理事に選任されていない。
- ・監事の選任にあたり、監事の過半数の同意がされていない。

② 理事会・評議員会の運営

- ・評議員会の日時、場所、議題等が理事会で審議されていない。
- ・議事録について、「議事の経過の要領及びその結果」が適切に記載されていない。
- ・議事録に議案資料が添付されていない。
- ・議決にあたり、特別の利害関係人の確認がされていない。

③ 役員報酬基準

- ・役員報酬基準が定められていない。
- ・理事・監事の報酬等の額(年間の支給上限)が評議員会で定められていない。

④ 法人の変更登記が定められた期間内に行われていない。

⑤ 定款、役員報酬基準、役員等名簿がインターネットで公表されていない。

福祉監査課の取組

県HPで公開中

指導監査 埼玉県

検索

- 社会福祉法人運営の手引き
- 社会福祉法人等の取組事例集
(福祉人材の確保・定着対策、地域における公益的な取組)
- 契約事務の手引
- 監事監査のチェックポイント(監事用)
- 決算関係書類等のチェックリスト(担当者用)
- 実地指導での主な指摘事項に関するQ&A



お疲れ様でした。

